

昭和59年3月18日

桐生市立商業高等学校同窓会東京支部規約

第1章 総則

- 第1条 本会は、桐生市立商業高等学校同窓会東京支部と称する。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦向上を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の事務局は、東京都に置く。

第2章 会員

- 第4条 本会は、桐生市立高等実践女学校、桐生市立高等女学校、桐生市立高等学校、桐生市立商業高等学校卒業生で、東京およびその周辺に居住する者をもって組織する。
- 第5条 会員は、その住所、氏名、職業を変更したときは、速やかに学年の担当幹事または事務局に通知することとする。
- 第6条 会員として不適当と認められた者は、幹事会の決議に基づき、総会の承認をえて除名することができる。その復会には、幹事会で決議のうえ、総会の承認を必要とする。

第3章 総会・幹事会

- 第7条 本会の会議は、総会と幹事会の2種とする。
- 第8条 総会と幹事会は、会長が招集する。(幹事会召集については別条を設ける)
- 第9条 定例総会は、2年毎を目途に開く。ただし、幹事会が必要と認めたとき、または、100人以上の会員の請求があったときは、臨時総会を開くことができる。
- 第10条 総会では、事務会計報告、事業報告、役員改選、規約の改正など必要な事項を報告、その承認をえるものとする。
- 第11条 幹事会は、原則として、定例総会予定日の3ヶ月前に開く。支部長、幹事長が認めたときは、この限りでない。
- 第12条 幹事会は、
1. 総会の開催と運営。
 2. 予算決算、その他の一切の会計に関する事。
 3. 役員改選。
 4. 本会の目的達成のための必要な事項の計画処理など、会務の執行処理のすべてについて責任を負う。
- 第13条 幹事会は、全幹事の過半数以上の出席がなければ議決できない。幹事会の決議は、出席者の過半数で決する。賛否同数のときは、支部長に決を一任

する。ただし、各卒業年度の投票権は一票とする。やむを得ない事情のため、幹事会に出席できない者は、委任状を委託したことをもって、出席したものと認める。

第14条 幹事会の決定事項は、記録簿に記録する。

第4章 役員

第15条 本会には、次の役員を置く。

支部長 1名、副支部長、顧問、各若干名

幹事長 1名、幹事、常任幹事、会計幹事 各若干名

第16条 役員は、会員の中から幹事会が選考し、総会の承認をえたいうえ決定する。

第17条 支部長は、本会を代表し、主宰する。

第18条 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。

第19条 幹事長は、幹事の中から互選し、幹事会と常任幹事会を総理する。

第20条 幹事は、各卒業年次から、原則として1名を互選する。欠員が生じたときは、その選出母体は、直ちに幹事を補充しなければならない。

第21条 幹事は、幹事会の決議により会務を分担し、常任幹事を互選する。

第22条 常任幹事は、幹事会の任務遂行のための事務局として、企画立案、連絡調整にあたる。

第23条 会計幹事は、幹事の中から互選する。

第24条 役員任期は、2年とし、再任、重任を妨げない。

第5章 会計

第25条 本会の運営、通信連絡などの諸経費に当てるため年会費を事務局に納めることとする。金額は別に定める。ただし、本会が必要と認めるまで、これを徴収しない。

第26条 本会の総会費は別に定める。

第27条 本会の会計年度は、4月1日から始まり翌年の3月31日までとする。

第28条 本会の経費は年会費、寄付金、預金利子、その他の収入をもって充てる。

第29条 本会の収入金は、幹事会の協議をえて、会計幹事が責任をもって、確実な方法で保管する。

第6章 附則

第30条 本会の規約を改正するときは、幹事会で定足数の3分の2の同意をえたいうえで、総会で過半数の承認をえなければならない。

第31条 本規約は、総会で承認をえた日から発効する。

以上